

倉庫寄託約款

北海道石油共同備蓄株式会社

倉庫寄託約款

第1章 総則

(本約款の適用)

- 第1条 当社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。
2. この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

(営業時間及び休業日)

- 第2条 当社の営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
2. 当社の休業日は、国民の祝日に関する法律で定める休日、土曜日、日曜日、年末（12月29日～12月31日）、年始（1月2日～1月3日）、創立記念日（3月15日）及び、その他会社が休日と定めた日とする。
 3. 前2項の営業時間及び休業日は臨時に変更することがある。

(搬入・搬出その他の作業)

- 第3条 原油の搬入及び搬出作業は、すべて当社が行なう。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。

(書面による意思表示)

- 第4条 当社は、寄託者が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。

(通知)

- 第5条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。

第2章 寄託の引受及び受寄物の搬入

(寄託引受の制限)

第6条 当社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

- (1) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。
- (2) 当該原油が保管に適しない原油と認められるとき。
- (3) 当該原油の保管に適する設備がないとき。
- (4) 当該原油の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
- (5) その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託申込書)

第7条 寄託者は、原油の寄託に際し、当該原油に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

- (1) 原油の種類、品質及び数量
 - (2) 寄託者の住所及び氏名又は名称
 - (3) 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨
 - (4) 原油の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨
 - (5) その他必要な事項
2. 当社が寄託申込前に原油の送致を受けた場合において、当該原油の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。
 3. 当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

(原油の引渡)

第8条 当社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で原油を引き渡すものとする。

2. 当社は、原油の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、原油受取証又は搬入通知書を交付する。

(寄託引受の取消及び寄託契約の解除)

第9条 当社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した原油の引渡を受けた後でも、第6条各号の一に該当することが明らかになった

- ときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。
2. 寄託者が当会社に原油を引き渡した後、当社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金、その他の費用を支払い、当社が指定する期間内に原油を引き取らなければならない。
 3. 当社は、第1項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。
 4. 当社は、第2項の期間の経過した後は、原油について生じた損害について責任を負わない。

(受寄物の検査)

第10条 当社は、搬入に当り又は受寄の後に寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。

第3章 受寄物の保管

(保管方法)

第11条 当社は、受寄物を、当社が定めた方法により専用の施設に保管する。

2. 当社は、受寄物の保管施設において寄託期間内に法定点検又は補修の必要が生じたときには、寄託者の承諾を得て保管施設を変更することができる。ただし、緊急の場合についてはこの限りでない。

(混合保管)

第12条 当社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所、若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。

(受寄物の緊急時の処置)

第13条 当社は、火災等の事故により受寄物の保管を継続することが出来なくなる等、緊急の場合には、適切な措置を講ずることができる。この場合、当社は寄託者に対し、その講じた措置を遅滞なく通知するものとする。

(見本の摘出、寄託物の点検、保存)

第14条 寄託者が見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を得るものとする。

第4章 受寄物の搬出

(搬出手続)

第15条 寄託物を搬出しようとする者は、原油受取証を当会社に提出しなければならない。

(搬出の拒絶)

第16条 当会社は、保管料、荷役料、その他の費用及び立替金の支払を受けない間は、搬出の請求に応じないことができる。この場合、搬出の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

2. 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用及び立替金は、寄託者の負担とする。

(搬出手続済寄託物の引取)

第17条 寄託物につき搬出の手續をした寄託者は遅滞なくその原油を引き取らなければならない。

第5章 受寄物の損害賠償

(責任の始期及び終期)

第18条 当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。

(賠償事由)

第19条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は過失によって生じた場合とする。

(免責事項)

第20条 当会社は、戦争・反乱・暴動・伝染病・地震・洪水・その他当会

社の支配の及ばない事態により生ずる損害については、その責任を負わない。

(損害受寄物に関する権利の取得)

第21条 当社が損害を生じた受寄物についてその価格の全部を支払ったときは、当社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

(引渡による責任の消滅)

第22条 当社は、寄託者が留保しないで受寄物を受け取った後は、その原油の損害について責任を負わない。

(寄託者の賠償責任)

第23条 寄託者は、第7条第3項の場合当社に与えた損害又は寄託物の性質、若しくは欠かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

(引取遅延による損害)

第24条 寄託者が第9条第2項により引き取るべき原油の引取が遅れたために当社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

第6章 保管料、荷役料等

(料金の支払)

第25条 寄託者は、当社が運輸大臣に届け出た保管料及び荷役料並びにその他の費用を当社の定めた日までに支払わなければならない。

(料金の変更)

第26条 当社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

(滅失受寄物の料金の負担)

第27条 当社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を

寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

特 約 条 項

当社は、保税を目的とする倉庫に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

（寄託に関する提出書類）

第1条 寄託者は、外国原油の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに搬入の際における原油の検査の要否を記載しなければならない。

（搬入、見本の摘出、搬出等）

第2条 寄託者は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

- （1） 保税倉庫に外国原油を搬入するとき。
 - （2） 外国原油の見本の摘出、又は保存に必要な行為をするとき。
 - （3） 外国原油を保税倉庫から搬出するとき。
 - （4） 日曜日、休日またはこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国原油の取扱を要するとき。
2. 前項の規定は、輸入の許可を受けた原油又は輸出しようとする原油について準用する。
 3. 前2項において、受寄物の搬入・搬出その他の取扱について必要な手続は、寄託者において行なうものとする。

（収容原油の料金）

第3条 寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

（収容原油の公売）

第4条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、そ

の代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当社は、その残金から保管料、荷役料、立替金、その他の費用の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

2. 前項の規定は、当社が寄託者に対し直接に債権の金額の請求をすることをさまたげない。

(収容解除手続)

第5条 寄託者は、収容原油の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。

(免責事項)

第6条 当社は、次の損害については、責任を負わない。

- (1) 税関が行なう検査、収容、その他の措置により受寄物に関し生じた損害
- (2) 税関の収容後、公売、その他諸手続により寄託者の受けることのある損害